

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和8年7月16日	大三島ブルーライン(株)	愛媛県今治市	警告	令和7年12月10日 18時05分頃、一般定期航路事業者である大三島ブルーライン株式会社の運航する旅客船兼自動車渡船「みしま」(総トン数224トン、旅客定員190人)が、岡村港(愛媛県今治市)に入港中、ランプゲート先端が防波堤岸壁に接触する事故が発生しました。これを受けて、令和8年2月27日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認されました。	①安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ②運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ③運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。 ④船長は、安全管理規程第42条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。 ⑤安全管理規程第53条に基づき、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。	8点	8点